

令和元年第4回国東市議会定例会 追加提出議案

報告 第19号	専決処分の報告について(和解について)	P 1
議案 第102号	令和元年度国東市一般会計補正予算(第4号)	P 4
議案 第103号	国東市印鑑条例の一部改正について	P 5
議案 第104号	国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正について	P 6

報告 1件

議案 3件

計 4件

報告第 19 号

専決処分の報告について（和解について）

和解を行うことについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和元年 12 月 16 日提出

国東市長 三 河 明 史





議案第 102 号

令和元年度国東市一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度国東市一般会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 12 月 16 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 103 号

国東市印鑑条例の一部改正について

国東市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 16 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市印鑑条例の一部を改正する条例

国東市印鑑条例（平成 18 年国東市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、本条例の一部を改正する必要がある  
るので提出する。

議案第 104 号

国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの  
の給与に関する条例の一部改正について

国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの  
の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 16 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの  
の給与に関する条例の一部改正について

(国東市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 国東市職員の給与に関する条例(平成18年国東市条例第59号)の一部を次の  
ように改正する。

第30条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給	給料月額						
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700

9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200

46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	

83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200	
94		294,900	342,600			412,500	
95		295,200	343,100			412,800	
96		295,600	343,500			413,000	
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					

	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていないすべての職員に適用する。

第2条 国東市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する

第30条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(国東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例)

第3条 国東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(平成18年3月31日条例第56号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 国東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(国東市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第30条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第30条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の国東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)第7条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 4 平成31年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(切替日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 5 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 6 施行日から令和2年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の給与条例及び改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例及び第3条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例及び改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由 人事院勧告及び大分県人事委員会勧告を考慮し、職員の給料月額及び勤勉手当並びに常勤の特別職及び市議会議員の期末手当について、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。